

社会福祉法人愛泉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛泉会（以下「法人」という）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、別表のとおりとする。
2 報酬は、役員会及び評議員会の出席の都度現金で支給する。

(調整措置)

第3条 この法人の施設経営する施設の長（以下「施設長」という）及び職員が、法人の役員を兼ねる場合は、その兼ねる法人の役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人の役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。ただし、法人の役員等が法人事務所の所在地における理事会などの招集に応じた場合の旅費の額は、法人事務所の所在地から法人の役員等の現住所の市町村役場または支所を基準として定める。
3 役員等の費用弁償の支給は、第2条第2項を準用する。
4 施設長及び職員が法人の役員を兼ねる場合において支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

(理事会への委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。
2. 平成29年5月31日 一部改正
3. 令和元年6月24日 一部改正

別表

	報酬の額		
	3 時間未満	3 時間以上～5 時間未満	5 時間以上
理事	3,000 円	4,000 円	5,000 円
監事	3,000 円	4,000 円	5,000 円
評議員	3,000 円	4,000 円	5,000 円